

○須坂市営駐車場条例施行規則

平成17年12月16日規則第49号

須坂市営駐車場条例施行規則

須坂市営駐車場条例施行規則（平成10年規則第14号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、須坂市営駐車場条例（平成17年条例第54号。以下「条例」という。）第22条の規定により、条例の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（駐車の方法）

第2条 須坂市営駐車場（以下「駐車場」という。）の駐車の方法は、次のとおりとする。

（1） 駐車場を利用しようとする者は、施設に表示した方法又は係員の指示に従い、駐車するものとする。

（2） 駐車場を月ぎめで利用しようとする者（以下「月ぎめ駐車利用者」という。）は、須坂市営駐車場月ぎめ駐車許可申請書（様式第1号）を指定管理者に提出し、須坂市営駐車場月ぎめ駐車許可証（様式第2号。以下「許可証」という。）及び月ぎめ駐車利用券の交付を受けるものとする。

（利用の許可）

第3条 条例第5条の許可は、月ぎめ駐車にあつては、許可証の交付、その他駐車にあつては、駐車券の交付をもって許可したものとする。

（月ぎめ駐車条件）

第4条 月ぎめ駐車利用者の利用期間は、1年を限度とする。

2 月ぎめ駐車利用者は、自動車を駐車しておくときは、許可証を確認できる位置へ表示するものとする。

3 月ぎめ駐車利用者は、住所、氏名、自動車等を変更したときは、須坂市営駐車場月ぎめ駐車許可変更届（様式第3号）に許可証を添えて、指定管理者に届け出なければならない。

4 月ぎめ駐車利用者は、許可証若しくは月ぎめ駐車利用券を紛失し、又は汚損したときは、須坂市営駐車場月ぎめ駐車許可証・月ぎめ駐車利用券再交付申請書（様式第4号）により、指定管理者に再交付の申請をしなければならない。この場合において、月ぎめ駐車利用券の再交付については、実費を徴収する。

5 指定管理者は、公共又は公共の用に供するため必要を生じ、月ぎめ駐車の利用許可を取り消す場合は、1月前までに月ぎめ駐車利用者に通知するものとする。この場合において、月ぎめ駐車利用者は期日までに自動車を撤去しなければならない。

6 指定管理者は、前項の取消しによって生じた月ぎめ駐車利用者の損失については、補償しない。

（利用料の納付）

第5条 駐車場の利用料は、自動精算機の料金表示部分に表示された利用料を現金又は条例第8条に規定する利用券により納付するものとする。

2 月ぎめ駐車の利用料は、許可証の交付を受けた際納付するものとする。

3 前項の場合において、当該許可を受けた者が1月を超えて利用する場合には、毎月末までに翌月分の利用料を納付しなければならない。

（利用料の減免）

第6条 条例第9条に規定する利用料の減免を受けようとする者は、須坂市営駐車場利用料減免申請書（様式第5号）を提出し、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 条例第9条に規定する利用料を減免できる場合及び減免率は、次のとおりとする。

（1） 市と協調関係にある団体等が、中心市街地における商業の発展及び観光の振興に寄与する行事等で利用するとき。 100分の100

（2） その他特別の理由があると認めるとき。 市長と協議して定める率

(利用料の還付)

第7条 条例第10条の規定により利用料の還付を受けようとする者は、須坂市営駐車場利用料還付申請書(様式第6号)を提出し、指定管理者の承認を受けなければならない。

(指定管理者の申請)

第8条 条例第12条第2項に規定する申請書は、須坂市営駐車場指定管理者申請書(様式第7号)によるものとし、同項に規定する事業計画書及び書類は、次のとおりとする。

- (1) 須坂市営駐車場の管理運営に関する事業計画書(様式第8号)
- (2) 須坂市営駐車場の管理運営に関する収支予算書(様式第9号)
- (3) 自主事業予算書(様式第10号)
- (4) 団体概要書(様式第11号)
- (5) 定款、規約その他これらに類する書類
- (6) 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本、決算書及び市税に係る納税証明書。法人以外の団体にあっては、決算書及び当該団体の代表者の市税に係る納税証明書
- (7) その他市長が別に定める書類

(事業報告書の提出等)

第9条 条例第16条に規定する事業報告書は、次に掲げる事項を掲載して、毎年度終了後30日以内に作成し、市長に提出するものとする。ただし、年度途中において条例第19条の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告を提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 施設の利用状況
- (3) 利用料金の収入状況
- (4) 管理経費の支出状況
- (5) その他市長が別に定める事項

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の須坂市営駐車場条例施行規則の規定により利用料の減免の承認を受けている者は、改正後の須坂市営駐車場条例施行規則の規定により利用料の減免の承認を受けたものとみなす。
- 3 この規則の施行の日前になされた地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により公の施設の管理を行わせる法人その他の団体を指定する手続は、この条例の規定によりなされたものとみなす。

須坂市営駐車場月ぎめ駐車許可申請書

年 月 日

指定管理者 様

須坂市営駐車場の月ぎめ駐車について許可を受けたいので、須坂市営駐車場条例施行規則第2条第2号の規定により、下記のとおり申請します。

記

住 所	
氏 名	印
電 話 番 号	自宅 勤務先
車 種	
登 録 番 号 (ナンバー)	
利 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
備 考	

（表）

須坂市営駐車場月ぎめ駐車許可証			
登録番号	NO _____		
	住所		
	氏名		
利用許可期間	自	年	月 日から
	至	年	月 日まで
利用料	1台1月		円
	指定管理者		印

（裏）

許 可 条 件
<ol style="list-style-type: none"> 1 表記登録番号以外の自動車は、駐車しないこと。 2 自動車を駐車しておくときは、許可証を確認できる位置へ表示すること。 3 駐車の際は、指定された場所に整然と駐車すること。 4 公共又は公共の用に供するため必要を生じ、月ぎめ駐車の利用許可を取り消す場合は、1月前までに月ぎめ駐車利用者に通知するものとし、月ぎめ駐車利用者は期日までに自動車を撤去しなければならない。この場合において、取消しによって生じた損失については、補償しない。 5 許可証の表示の際、住所氏名欄を覆うことができる。 6 その他、須坂市営駐車場条例及び須坂市営駐車場条例施行規則に規定する事項を遵守すること。

様式第3号（第4条関係）

須坂市営駐車場月ぎめ駐車許可変更届

年 月 日

指定管理者 様

住 所

氏 名

電話番号

次のとおり須坂市営駐車場月ぎめ駐車許可申請書の内容について変更が生じたので届出ます。

区 分	変 更 前	変 更 後
住 所		
氏 名		
車 種		
登録番号		

様式第4号（第4条関係）

須坂市営駐車場月ぎめ駐車許可証・月ぎめ駐車利用券
再交付申請書

年 月 日

指定管理者 様

住 所

氏 名

電話番号

次の理由のため、須坂市営駐車場月ぎめ駐車許可証・月ぎめ駐車利用券を再交付してください。

申請理由	<input type="checkbox"/> 月ぎめ駐車許可証 <input type="checkbox"/> 月ぎめ駐車利用券の紛失 <input type="checkbox"/> 月ぎめ駐車利用券の汚損 (汚損した許可証・利用券を添付してください。) <input type="checkbox"/> その他 ()
------	--

注 該当する□に○をしてください。

須坂市営駐車場利用料減免申請書

年 月 日

指定管理者 様

住 所

氏 名

印

須坂市営駐車場の利用料の減免を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 駐車日時 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
- 2 減免理由
- 3 申請台数、車名及び自動車登録番号

須坂市営駐車場利用料減免許可書

申請のありました減免申請について、下記により利用料の減免を許可します。

年 月 日

様

指定管理者

印

記

- 1 車名及び自動車登録番号
- 2 駐車日時 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
- 3 減免率 (/)

須坂市営駐車場利用料還付申請書

年 月 日

指定管理者 様

住 所

氏 名

印

須坂市営駐車場利用料の還付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

還付を受けようとする理由	
還付申請額	円
その他	

須坂市営駐車場指定管理者申請書

年 月 日

（あて先）須坂市長

住 所

団 体 名

代表者名

印

電話番号

須坂市営駐車場の指定管理者について指定を受けたいので、須坂市営駐車場条例第12条第2項の規定により申請します。

添付書類

- 1 須坂市営駐車場の管理運営に関する事業計画書（様式第8号）
- 2 須坂市営駐車場の管理運営に関する収支予算書（様式第9号）
- 3 自主事業予算書（様式第10号）
- 4 団体概要書（様式第11号）
- 5 定款、規約その他これらに類する書類
- 6 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本、決算書及び市税に係る納税証明書。法人以外の団体にあっては、決算書及び当該団体の代表者の市税に係る納税証明書
- 7 その他市長が別に定める書類

須坂市営駐車場の管理運営に関する事業計画書

現在運営している類似施設名	所在地	主な業務内容	運営開始年月日	
			開始	年 月
			終了	年 月
			開始	年 月
			終了	年 月
			開始	年 月
			終了	年 月
			開始	年 月
			終了	年 月
事業計画（別紙可）				
【管理運営を行うに当たっての経営方針について】				
【安全・安心面からの管理運営の具体策など特徴的な取り組みについて】				
<p>【施設の管理について】</p> <p>1 職員の配置（指揮命令系統が分かる組織図を含む）</p> <p>2 職員の研修計画</p> <p>3 経 理</p>				

【施設の運営について】

1 年間の自主事業計画

事業名	目的・内容等	実施時期・回数

2 サービスを向上させるための方策

3 利用者等の要望の把握及び実現策

4 利用者のトラブルの未然防止と対処方法

5 その他（地域との連携、他施設との連携）

【個人情報の保護の措置について】

【緊急時対策について】

- 1 防犯、防災の対応

- 2 その他、緊急時の対応

【団体の理念について】

- 1 団体の経営方針等

- 2 指定管理者の指定を申請した理由

- 3 施設の現状に対する考え方及び将来展望

その他 特記すべき事項があれば記入してください。

（収入の部）

項	目	金	額	備	考
収入合計(A)					

（支出の部）

項	目	金	額	備	考
人	件	費			
事	務	費			
事	業	費			
管	理	費			
そ	の	他			
支出合計(B)					

収支(A) - (B)					
-------------	--	--	--	--	--

※ 1年間（12月）の収支を記入してください。

自主事業予算書（ 年度）

団体名 _____

事業名	①募集対象	自主事業予算額					
	②募集人員	総経費	収入		支出		
	③1人当たり参加費		委託料	参加費	講師謝礼	材料費	その他

合	計						

団 体 概 要 書

団 体 名			
代 表 者 職 ・ 氏 名			
主 たる 事 務 所 の 所 在 地			
設 立 年 月 日	年 月 日	構 成 員 の 人 数	人
資 本 金 等 (法人の場合のみ)			
提携団体（他団体と 連携して管理を行う 場合に記入すること）			
特 記 事 項			

- 1 団体の概要及び事業内容を掲載したパンフレット等がある場合には、添付してください。
- 2 特記事項がある場合には、記入してください。